

特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づく取組の実施状況の公表

◎女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定に基づく実施状況の公表については以下のとおりです。

1. 数値目標の達成状況

(1) 女性職員の積極的な採用について

【目標】

令和7年度末までに、採用者の女性割合を30%以上にすることを目指します。

【実績】

年度	割合
令和3年4月1日 (計画初期値)	50.0%
令和4年4月1日	66.7%

(2) 女性職員の登用推進について

【目標】

令和8年度までに、本庁係長相当職以上の女性職員の割合を26%以上にすることを目指します。

【実績】

年度	割合
令和4年度（計画初期値）	21.8%

2. 取組内容

(1) 女性職員の積極的な採用について

上級行政職の他に社会人採用枠も増設し、女性職員の受験の枠の幅を広げた。

(2) 女性職員の登用推進について

平成28年度から、女性職員を対象として、職員研修（青森県自治研修所、市町村アカデミー、国際文化アカデミー等）への周知徹底を図った。

⇒ 青森県自治研修所、市町村アカデミー、国際文化アカデミー等主催の研修へ職員を派遣した。